

石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱及び石川県建設工事共同企業体指名事務取扱要領に規定する主観的事項の審査について必要な事項を定めるものとする。

(主観的事項の審査対象)

第2条 主観的事項の審査は、県内に主たる営業所を有する建設業者（以下「県内建設業者」という。）及び経常建設共同企業体を対象として、別表に掲げる項目について行う。

(主観的事項の審査資料)

第3条 主観的事項の審査を受けようとする者（以下「受審者」という。）で別表に掲げる項目のうち、第3、5、7、8、9及び10について審査を受けようとする者は、別紙様式第1号又は別紙様式第2号による審査資料に確認書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の審査資料の提出期間は、次のとおりとする。

- 一 県内建設業者で、別表に掲げる第3、5、7、8、9及び10の受審者にあつては2月1日から2月29日までとする。ただし、第9（1）②及び（3）②の受審者にあつては、新商品・新サービス開発支援事業等の採択日から2週間以内とする。
- 二 県内建設業者であつて入札参加資格審査申請（以下「資格申請」という。）を随時に行う者にあつては、当該申請のときとする。
- 三 経常建設共同企業体にあつては、資格申請のときとする。

(主観点数の適用)

第4条 主観点数は、別表による評点を合計して算定する。ただし、経常建設共同企業体の主観点数は、各構成員について算定される評点の平均値によるものとし、1点未満の端数は切り捨てる。

- 2 別表第3、5、6、7、8、9、10、11及び12は、全ての申請業種に配点する。
- 3 別表第1、2及び4は、該当業種に配点する。
- 4 主観点数は、一年度限りを有効期間とする。

(主観的事項の審査結果)

第5条 受審者に対する主観的事項の審査結果の通知は、入札参加資格の決定の通知をもって行う。ただし、受審者に対し入札参加資格の決定の通知を行わない場合には、次項に規定する公表をもって通知に代えるものとする。

- 2 主観的事項の審査結果は、請負業者有資格者名簿と併せて公表する。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成15年5月30日から施行する。
- 2 平成15年度の入札参加資格に係る主観的事項については、別表第3項の規定に関わらず平成15年3月31日を審査基準日とする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年1月11日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年2月21日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年3月18日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年3月16日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年3月13日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年1月17日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年1月26日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年1月13日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成30年1月23日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年1月21日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年1月20日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年1月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年12月20日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年2月1日から施行する。

2 令和6年度の入札参加資格に係る主観的事項の審査資料の提出期間は、第3条第2項第1号の規定に関わらず令和6年2月1日から令和6年3月29日までとする。

別 表

評価項目	算定方法及び評点																																						
技 術 力																																							
<p>1 工事成績</p>	<p>工事成績評定要領に基づき、環境部、農林水産部及び土木部における工事の評定点（2件以上の場合は各評定点の平均点）に応じ、表に掲げる点数を加減する。</p> <p style="text-align: center;">表</p> <table border="1" data-bbox="671 432 1409 1176"> <thead> <tr> <th>評定点</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>90点以上</td><td>100</td></tr> <tr><td>89点～</td><td>95</td></tr> <tr><td>88点～</td><td>90</td></tr> <tr><td>87点～</td><td>85</td></tr> <tr><td>86点～</td><td>80</td></tr> <tr><td>85点～</td><td>75</td></tr> <tr><td>84点～</td><td>70</td></tr> <tr><td>83点～</td><td>65</td></tr> <tr><td>82点～</td><td>60</td></tr> <tr><td>81点～</td><td>55</td></tr> <tr><td>80点～</td><td>50</td></tr> <tr><td>79点～</td><td>45</td></tr> <tr><td>78点～</td><td>40</td></tr> <tr><td>77点～</td><td>35</td></tr> <tr><td>76点～</td><td>30</td></tr> <tr><td>75点～</td><td>25</td></tr> <tr><td>65～75点未満</td><td>0</td></tr> <tr><td>65点未満</td><td>-25</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 加減の対象は、石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱別表第一における土木一式工事、舗装工事、造園工事及びその他工事については毎年度の前3年にわたる暦年に、建築一式工事及び設備工事については毎年度の前5年にわたる暦年にそれぞれ工事成績評定要領に基づき、評定が行われた請負金額500万円以上の工事を対象とする。</p> <p>※ 対象工事が2件以上で、65点未満の工事がある場合については、各評定点の平均点に応じた点数から、25点に65点未満の工事の件数を乗じた点数を減点する。</p>	評定点	点数	90点以上	100	89点～	95	88点～	90	87点～	85	86点～	80	85点～	75	84点～	70	83点～	65	82点～	60	81点～	55	80点～	50	79点～	45	78点～	40	77点～	35	76点～	30	75点～	25	65～75点未満	0	65点未満	-25
評定点	点数																																						
90点以上	100																																						
89点～	95																																						
88点～	90																																						
87点～	85																																						
86点～	80																																						
85点～	75																																						
84点～	70																																						
83点～	65																																						
82点～	60																																						
81点～	55																																						
80点～	50																																						
79点～	45																																						
78点～	40																																						
77点～	35																																						
76点～	30																																						
75点～	25																																						
65～75点未満	0																																						
65点未満	-25																																						
<p>2 優良工事表彰</p>	<p>毎年度の前年度において、農林水産部及び土木部の両部における優良工事表彰要綱に基づき、表彰を受けた者に加減する。</p> <p>ただし、当該業種で農林水産部、土木部において知事表彰、部長表彰を受賞した者は、点数をそれぞれ加算する。</p> <p>(1) 知事表彰 20点</p> <p>(2) 農林水産部長表彰又は土木部長表彰 10点</p>																																						
<p>3 ISO9001の認証取得</p>	<p>毎年度の直前の1月31日現在において、ISO9001について、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「JAB」という。）に認定されている審査登録機関又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を取得している者に加減する。</p> <p style="text-align: right;">5点</p>																																						
<p>4 契約後 VE 提案</p>	<p>毎年度の前年度において、VE提案が採用された者に加減する。</p> <p style="text-align: right;">15点</p>																																						

評価項目	算定方法及び評点
社 会 性	
5 ISO14001 の認証取得、 エコアクション21 認証 登録、又はいしかわ事業 者版環境 I S O 登録	<p>毎年度の直前の1月31日現在において、ISO14001 について、J A B に認定されている審査登録機関又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を取得している者に加点する。</p> <p style="text-align: right;">5 点</p> <hr/> <p>毎年度の直前の1月31日現在において、エコアクション21 について、一般財団法人持続性推進機構に認証・登録されている者に加点する。</p> <p>※ ISO14001 の認証を受け主観点数を加点された者には、加点しない。</p> <p style="text-align: right;">5 点</p> <hr/> <p>毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ事業者版環境 I S O について、石川県から登録証を交付されている者に加点する。</p> <p>※ ISO14001 の認証を受け、又は、エコアクション21 に登録し、主観点数を加点された者には、加点しない。</p> <p style="text-align: right;">5 点</p>
6 災害時等における応急対 策工事の協力者等	<p>毎年度の直前の3月31日現在において、石川県と一般社団法人石川県建設業協会との間で締結している「広域災害時等における広域応急対策工事に関する細目協定」による協力者、又は、石川県と一般社団法人石川県建設業協会及び石川県森林土木協会との間で締結している「災害時における応急工事に関する基本協定」による協力者に加点する。</p> <p style="text-align: right;">10 点</p> <hr/> <p>毎年度の直前の3月31日現在において、各土木総合事務所と各地区建設業協会との間に締結している、「災害時等における応急対策工事に関する細目協定」の協力者、又は、石川県と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結している一般社団法人プレハブ建築協会の会員に加点する。</p> <p style="text-align: right;">5 点</p>
7 次世代育成雇用環境の 整備	<p>毎年度の直前の1月31日までに、「次世代育成支援対策推進法」第12条に基づき、行動計画を厚生労働大臣に届け出をした者に加点する。</p> <p>(1) 常時雇用する労働者が50人以上の者で、「次世代育成支援対策推進法」第12条第1項に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出した者</p> <p style="text-align: right;">10 点</p> <p>(2) 常時雇用する労働者が49人以下の者で、「次世代育成支援対策推進法」第12条第4項に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出した者</p> <p style="text-align: right;">10 点</p>

評価項目	算定方法及び評点					
<p>8 障害者の雇用</p>	<p>毎年度の前年度において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障害者を常時雇用している者に加点する。</p> <p>(1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づく障害者雇用義務がある者で、障害者を雇用し、かつ常用労働者の数に対する障害者の割合（障害者雇用率）が、同法に定める率（法定雇用率）以上である者 10点</p> <p>(2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づく障害者雇用義務がない者で、毎年度の直前の1月31日現在において、障害者を1人以上雇用している者 10点</p>					
<p>9 新商品・新サービス開発支援事業等の採択</p>	<p>(1) 新商品・新サービス開発支援事業の下記アからオに該当する支援メニューについて採択を受け、採択を受けた事業を営んでいる者に、採択から5年間を限度として加点する。</p> <p>①令和5年度に採択を受け、採択を受けた事業を営んでいる者 ②令和6年度に採択を受け、採択を受けた事業を営んでいる者</p> <p>ただし、採択を受けた事業内容が下記の場合は加点しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・新商品等の開発・事業化のために行う実現可能性調査、研究 ・既に新分野に進出している事業者がさらなる顧客獲得等のために行う事業 </p> <p>10点</p> <p>※(2)又は(3)の採択を受け、主観点を加点された者には、加点しない。</p> <p>表</p> <table border="1" data-bbox="609 1348 1460 1702"> <tr> <td data-bbox="609 1348 1460 1422">ア 中小企業等による地域資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 1422 1460 1489">イ 小規模企業者による地域資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 1489 1460 1556">ウ 海外に向けた商品の開発・改良・販路拡大支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 1556 1460 1624">エ 中小企業等による社会課題解決に向けた新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 1624 1460 1702">オ 小規模企業者による社会課題解決に向けた新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td> </tr> </table>	ア 中小企業等による地域資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	イ 小規模企業者による地域資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	ウ 海外に向けた商品の開発・改良・販路拡大支援	エ 中小企業等による社会課題解決に向けた新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	オ 小規模企業者による社会課題解決に向けた新商品・新サービスの開発・販路開拓支援
ア 中小企業等による地域資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援						
イ 小規模企業者による地域資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援						
ウ 海外に向けた商品の開発・改良・販路拡大支援						
エ 中小企業等による社会課題解決に向けた新商品・新サービスの開発・販路開拓支援						
オ 小規模企業者による社会課題解決に向けた新商品・新サービスの開発・販路開拓支援						

評価項目	算定方法及び評点				
	<p>(2) 令和元年度から令和4年度までにいしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド事業の下記アからエに該当する支援メニューについて採択を受け、採択を受けた事業を営んでいる者に採択から5年間を限度として加点する。</p> <p>ただし、採択を受けた事業内容が下記の場合は加点しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品等の開発・事業化のために行う実現可能性調査、研究 ・既に新分野に進出している事業者がさらなる顧客獲得等のために行う事業 <p>※(1)又は(3)の採択を受け、主観点を加点された者には、加点しない。</p> <p style="text-align: right;">10点</p> <p>表</p> <table border="1" data-bbox="635 741 1485 1016"> <tr> <td data-bbox="635 741 1485 815">ア 中小企業等による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 815 1485 889">イ 小規模企業者による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 889 1485 963">ウ 産業間・異業種等連携による新商品・新サービスの開発・販路開拓支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 963 1485 1016">エ 海外企業等との連携による商品の開発・改良・販路拡大支援</td> </tr> </table>	ア 中小企業等による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	イ 小規模企業者による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	ウ 産業間・異業種等連携による新商品・新サービスの開発・販路開拓支援	エ 海外企業等との連携による商品の開発・改良・販路拡大支援
ア 中小企業等による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援					
イ 小規模企業者による産業化資源活用新商品・新サービスの開発・販路開拓支援					
ウ 産業間・異業種等連携による新商品・新サービスの開発・販路開拓支援					
エ 海外企業等との連携による商品の開発・改良・販路拡大支援					
	<p>(3) 下記ア又はイのファンド事業の採択を受け、採択を受けた事業を営んでいる者に、採択から5年間を限度として加点する。</p> <p>①令和元年から令和5年度に採択を受け、採択を受けた事業を営んでいる者</p> <p>②令和6年度に採択を受け、採択を受けた事業を営んでいる者</p> <p>ただし、採択を受けた事業内容が下記の場合は加点しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品等の開発・事業化のために行う実現可能性調査、研究 ・既に新分野に進出している事業者がさらなる顧客獲得等のために行う事業 <p style="text-align: right;">10点</p> <p>※(1)又は(2)の採択を受け、主観点を加点された者には、加点しない。</p> <p>ア いしかわ農業参入支援ファンド事業の採択を受けた者</p> <p>イ いしかわ里山振興ファンド事業の「里山里海の地域資源を活用した生業の創出」について採択を受けた者</p>				

評価項目	算定方法及び評点																												
<p>10 社会的取組み</p>	<p>下表のアからスに該当する者に、該当する項目の数に応じて加点する。 ただし、同一内容の取組みにより複数に該当する場合は1項目として数える。</p> <p style="text-align: right;">1項目該当につき 5点 5項目以上に該当 25点</p> <p>表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">ア</td> <td>毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ我がまちアドプト制度について、活動団体として活動を行っている者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ サポーターとして支援のみを行っている者には、加点しない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>毎年度の直前の1月31日現在において、消防団協力事業所表示制度について、市又は町から「協力事業所」として認定されている者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ</td> <td>毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度について、知事から認定を受けている者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エ</td> <td>毎年度の直前の1月31日現在において、エコドライブ推進事業所認定制度について、知事から認定を受けている者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">オ</td> <td>毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ版里山づくりISO制度について、知事から認証を受けている者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">カ</td> <td>毎年度の直前の1月31日現在において、企業の森づくり推進事業について、協定を締結している者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">キ</td> <td>毎年度の直前の1月31日現在において、協力雇用主として金沢保護観察所に登録している者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ク</td> <td>毎年度の直前の1月31日現在において、建設業法第26条第1項に定める主任技術者となりうる女性技術者を雇用している者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ケ</td> <td>毎年度の直前の1月31日現在において、企業年金制度を導入している者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">コ</td> <td>毎年度の直前の1月31日現在において、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サ</td> <td>毎年度の直前の1月31日現在において、就業規則に4週8休（または年間休日104日以上）の休日制度を明記し、労働基準監督署に届け出ている者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">シ</td> <td>毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ健康経営宣言企業の認定を受けている者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ス</td> <td>防災士の資格を有する者を毎年度の直前の1月31日現在において雇用しており、事業所が所在する地域の自主防災組織の防災活動に当該防災士が取り組むことに協力する者</td> </tr> </table>	ア	毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ我がまちアドプト制度について、活動団体として活動を行っている者		※ サポーターとして支援のみを行っている者には、加点しない。	イ	毎年度の直前の1月31日現在において、消防団協力事業所表示制度について、市又は町から「協力事業所」として認定されている者	ウ	毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度について、知事から認定を受けている者	エ	毎年度の直前の1月31日現在において、エコドライブ推進事業所認定制度について、知事から認定を受けている者	オ	毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ版里山づくりISO制度について、知事から認証を受けている者	カ	毎年度の直前の1月31日現在において、企業の森づくり推進事業について、協定を締結している者	キ	毎年度の直前の1月31日現在において、協力雇用主として金沢保護観察所に登録している者	ク	毎年度の直前の1月31日現在において、建設業法第26条第1項に定める主任技術者となりうる女性技術者を雇用している者	ケ	毎年度の直前の1月31日現在において、企業年金制度を導入している者	コ	毎年度の直前の1月31日現在において、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者	サ	毎年度の直前の1月31日現在において、就業規則に4週8休（または年間休日104日以上）の休日制度を明記し、労働基準監督署に届け出ている者	シ	毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ健康経営宣言企業の認定を受けている者	ス	防災士の資格を有する者を毎年度の直前の1月31日現在において雇用しており、事業所が所在する地域の自主防災組織の防災活動に当該防災士が取り組むことに協力する者
ア	毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ我がまちアドプト制度について、活動団体として活動を行っている者																												
	※ サポーターとして支援のみを行っている者には、加点しない。																												
イ	毎年度の直前の1月31日現在において、消防団協力事業所表示制度について、市又は町から「協力事業所」として認定されている者																												
ウ	毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度について、知事から認定を受けている者																												
エ	毎年度の直前の1月31日現在において、エコドライブ推進事業所認定制度について、知事から認定を受けている者																												
オ	毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ版里山づくりISO制度について、知事から認証を受けている者																												
カ	毎年度の直前の1月31日現在において、企業の森づくり推進事業について、協定を締結している者																												
キ	毎年度の直前の1月31日現在において、協力雇用主として金沢保護観察所に登録している者																												
ク	毎年度の直前の1月31日現在において、建設業法第26条第1項に定める主任技術者となりうる女性技術者を雇用している者																												
ケ	毎年度の直前の1月31日現在において、企業年金制度を導入している者																												
コ	毎年度の直前の1月31日現在において、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者																												
サ	毎年度の直前の1月31日現在において、就業規則に4週8休（または年間休日104日以上）の休日制度を明記し、労働基準監督署に届け出ている者																												
シ	毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ健康経営宣言企業の認定を受けている者																												
ス	防災士の資格を有する者を毎年度の直前の1月31日現在において雇用しており、事業所が所在する地域の自主防災組織の防災活動に当該防災士が取り組むことに協力する者																												

評価項目	算定方法及び評点												
<p>1 1 指名停止</p>	<p>毎年度の前年度において、「石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱」に基づき、指名停止措置を受けた者について、指名停止期間に応じ、表に定める点数を減点する。</p> <p>なお、期間内に2回以上指名停止の措置を受けた場合は、それぞれの点数を減点する。</p> <p>表</p> <table border="1" data-bbox="689 472 1426 790"> <thead> <tr> <th>指名停止期間</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2週間未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td>2週間以上～1ヵ月未満</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td>1ヵ月以上～2ヵ月未満</td> <td>-30点</td> </tr> <tr> <td>2ヵ月以上～3ヵ月未満</td> <td>-40点</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上</td> <td>-50点</td> </tr> </tbody> </table>	指名停止期間	点数	2週間未満	-10点	2週間以上～1ヵ月未満	-20点	1ヵ月以上～2ヵ月未満	-30点	2ヵ月以上～3ヵ月未満	-40点	3ヵ月以上	-50点
指名停止期間	点数												
2週間未満	-10点												
2週間以上～1ヵ月未満	-20点												
1ヵ月以上～2ヵ月未満	-30点												
2ヵ月以上～3ヵ月未満	-40点												
3ヵ月以上	-50点												
<p>1 2 監督処分</p>	<p>毎年度の前年度において、建設業法第28条に基づき、営業停止を受けた者について、営業停止期間に応じ、表に定める点数を減点する。</p> <p>なお、期間内に2回以上営業停止の処分を受けた場合はそれぞれの点数を減点する。</p> <p>表</p> <table border="1" data-bbox="689 1256 1426 1574"> <thead> <tr> <th>営業停止期間</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15日未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td>15日以上～30日未満</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td>30日以上～60日未満</td> <td>-30点</td> </tr> <tr> <td>60日以上～90日未満</td> <td>-40点</td> </tr> <tr> <td>90日以上</td> <td>-50点</td> </tr> </tbody> </table>	営業停止期間	点数	15日未満	-10点	15日以上～30日未満	-20点	30日以上～60日未満	-30点	60日以上～90日未満	-40点	90日以上	-50点
営業停止期間	点数												
15日未満	-10点												
15日以上～30日未満	-20点												
30日以上～60日未満	-30点												
60日以上～90日未満	-40点												
90日以上	-50点												

別紙様式第1号（県内建設業者用）

年度石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査資料

年 月 日

石川県知事 様

郵便番号 〒

主たる営業所の
所在地

商号又は名称

代表者の氏名

電話番号

年度石川県建設工事競争入札参加資格について、下記のとおり主観的事項に該当しますので、関係書類を添えて提出します。

なお、この資料の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

許可番号 国土交通大臣 許可（般 ー ）第 号
石川県知事 特

申請内容

（該当する番号を○で囲むこと。8については、別表第10の表中アからスのうち該当する記号を記載すること。）

- 1 ISO9001 の認証取得
- 2 ISO14001 の認証取得
- 3 エコアクション21への認証・登録
- 4 いしかわ事業者版環境ISOの登録
- 5 次世代育成雇用環境の整備
- 6 障害者の雇用
- 7 新商品・新サービス開発支援事業等の採択
- 8 社会的取組み（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

確認書類 別添のとおり

<申請代行者等の場合は連絡先を記入してください>

別紙様式第2号（経常建設共同企業体用）

年度石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査資料

年 月 日

石川県知事

様

共同企業体代表者の
主たる営業所の所在地 〒
商号又は名称
代 表 者

共同企業体構成員の
主たる営業所の所在地 〒
商号又は名称
代 表 者

年度石川県建設工事競争入札参加資格について、下記のとおり主観的事項に該当しますので、関係書類を添えて提出します。

なお、この資料の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

代表者及び構成員 の商号又は名称	許可番号及び許可年月日	申請内容 (該当する番号を○で囲むこと。8については、別表 第10の表中アからスのうち該当する記号を記載す ること。)
代 表 者	国土交通大臣 許可（般 特）第 号 石川県知事	1 IS09001 の認証取得 2 IS014001 の認証取得 3 エコアクション21 を認証・登録 4 いしかわ事業者版環境ISO 5 次世代育成雇用環境の整備 6 障害者の雇用 7 新商品・新サービス開発支援事業等の採択 8 社会的取組み（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）
構 成 員	国土交通大臣 許可（般 特）第 号 石川県知事	1 IS09001 の認証取得 2 IS014001 の認証取得 3 エコアクション21 を認証・登録 4 いしかわ事業者版環境ISO 5 次世代育成雇用環境の整備 6 障害者の雇用 7 新商品・新サービス開発支援事業等の採択 8 社会的取組み（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

確認書類 別添のとおり

- (注) 1 本調査資料は、競争入札参加資格審査申請書と併せて提出すること。
2 3者以上による共同企業体の場合は欄を追加して記載すること。